

秋 田 市 公 報

# あきた

第1198号

令和6年09月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 規則

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則 子ども福祉課（第32号） 3

### 告示

出納員および現金取扱員の委任等について 会計課（第250号） 4

指定公金事務取扱者の指定について 人口減少・移住定住対策課（第251号） 6

指定公金事務取扱者の指定について 人口減少・移住定住対策課（第252号） 7

指定納付受託者の指定について 人口減少・移住定住対策課（第253号） 8

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について 介護保険課（第254号） 9

指定居宅介護支援事業者の廃止について 介護保険課（第255号） 10

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について 環境都市推進課（第256号） 11

介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止および変更について 保護第一課（第257号） 12

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について 交通政策課（第258号） 14

医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、休止および廃止について 保護第一課（第259号） 16

医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について 保護第一課（第260号） 17

令和6年度固定資産税納税通知書の公示送達について 資産税課（第261号） 18

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6・5・4年）の公示送達について 国保年金課（第262号） 19

令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について 後期高齢医療課（第263号） 20

令和3・4・5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書および令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定・変更通知書の公示送達について 市民税課（第264号） 21

差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課(第265号)	22
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	子ども総務課(第266号)	23
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課(第267号)	24
功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について	総務課(第268号)	25
表彰した者の氏名および事績の概要について	総務課(第269号)	26
秋田市議会定例会の招集について	総務課(第270号)	31
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第271号)	32
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第272号)	33
土壌汚染対策法による土地の形質変更の区域指定について	環境保全課(第273号)	34

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第12号)	35
-----------------	----------------	----

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局(第13号)	36
----------------	----------------	----

## 公告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	37
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	39
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	40
市有財産の売払いについて	道路維持課	41

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月26日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市規則第32号

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則  
秋田市児童手当の支払日等に関する規則（平成16年秋田市規則第51号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「（法附則第2条第1項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第2条第2項中「（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に係る改正前の秋田市児童手当の支払日等に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和6年8月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務。市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。調整給付金等の支給に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務。給付金等の支給に関する事務

秋田市告示第251号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第44条第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定公金事務取扱者の名称、所在地

名 称	所 在 地
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定年月日

令和6年8月1日

秋田市告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定公金事務取扱者の名称、所在地

名 称	所 在 地
株式会社 J A L U X	東京都港区港南一丁目2番70号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定年月日

令和6年8月1日

秋田市告示第253号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称、所在地

名 称	所 在 地
株式会社 J A L U X	東京都港区港南一丁目2番70号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定年月日

令和6年8月1日



秋田市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和6年8月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社N ・フィールド	訪問看護ス テーション デューン秋 田南	秋田市御所野湯 本五丁目1番12 号 ヨコウンエ ステート秋田B 棟1階103号室	令和6年8月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
医療法人夢 花会	訪問看護ス テーション にじいろ	秋田市大町一丁 目2番7号 サ ンパティオ大町 A棟2階A号室	令和6年8月1日	訪問看護、 介護予防訪 問看護

秋田市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

令和6年8月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人桜丘 会	居宅介護支 援事業所幸	秋田市中通六丁目 4番27号	令和6年7月31日	居宅介護 支援

秋田市告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年8月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店  
有限会社嘉龙商店 代表取締役 木 内 崇 之  
秋田県にかほ市象潟町字オノ神18番地1  
ローソン 秋田山王中園店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年7月29日
- 3 委託期間  
令和6年8月1日から令和8年3月31日まで

秋田市告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月6日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
仁井田デイサービスセンターふきむすめ	秋田市仁井田字仲谷地282番地	令和6年7月1日
アースワン居宅介護支援事業所	秋田市御所野堤台二丁目2番19号	令和6年7月1日
黒子ケアラボ	秋田市御野場三丁目1番10号	令和6年7月1日
株式会社クレール	秋田市新屋船場町6番55号	令和6年7月1日
愛の家グループホーム秋田千秋中島町	秋田市千秋中島町12番4号	令和6年7月1日
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号	令和6年7月1日
介護タクシービスタ	秋田市卸町二丁目1番8号	令和6年7月15日

あいえん訪問介護	秋田市牛島西三丁目17番2号 サ ンライズひばり102	令和6年7月15日
----------	--------------------------------	-----------

## 2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業所幸	秋田市中通六丁目4番27号	令和6年7月31日
ニチイケアセンター御所野	秋田市御所野元町三丁目3番3号	令和5年10月31日
池田薬局 通町店	秋田市大町一丁目2番26号	令和6年4月1日
デイサービスあじさい	秋田市保戸野すわ町10番42号	令和6年5月30日

## 3 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
NPOきらら居宅介護支援事業所	旧 秋田市大町二丁目5番1号 きらら アーバンパレス1階	令和6年7月1日
	新 秋田市大町一丁目5番9号 アペック クスシティ朝日プラザ秋田中央101	

秋田市告示第258号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年8月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年7月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年8月8日から令和7年2月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月9日

秋田市長 穂積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
小澤歯科医院	秋田市土崎港中央五丁目10番14号	令和6年5月20日

2 休止

事業所名称	休止年月日
たかはしこどもクリニック	令和6年6月1日
山王レディースクリニック	令和6年6月1日

3 廃止

事業所名称	廃止年月日
青山薬局 秋田駅トピコ店	令和6年5月17日
みんなの薬局 山王	令和6年4月30日



秋田市告示第260号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月9日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
佐々木 瑠 夏	にこにこKARADA A整骨院 土崎院	秋田市土崎港北七丁目 2番26号	令和6年7月17日
酒 井 卓 也	くりた治療院	秋田市新屋栗田町29番 9号	令和6年7月23日

秋田市告示第261号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受ける者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第262号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年8月16日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第263号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第264号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年8月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
  - (1) 令和3年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書
  - (2) 令和4年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書
  - (3) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書
  - (4) 令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定・変更通知書

秋田市告示第265号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年8月19日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市泉東町8番28号

氏名 亡 中嶋勇相続財産

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第266号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年8月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
松 岡 由 佳
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称  
キズナシッター（松岡）
- 3 施設等の所在地  
秋田市寺内油田二丁目10番5号
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設
- 5 確認した年月日  
令和6年8月14日

秋田市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月23日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションにじいろ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	令和6年8月1日
訪問看護ステーションデューン秋田南	秋田市御所野湯本五丁目1番12号 ヨコウンエステート秋田B棟1階103号室	令和6年8月1日



秋田市告示第268号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

令和6年8月23日

秋田市長 穂 積 志

第541号 松 田 至 弘 秋田市広面

長年にわたり秋田日独協会の役員としてドイツ連邦共和国バイエルン州パッサウ市との市民交流の推進および相互理解の促進に尽力し本市の姉妹都市交流の振興発展に大きく貢献した。

第542号 鈴 木 明 夫 秋田市桜ガ丘

長年にわたり固定資産評価審査委員会委員として適正な審査に努め本市の税制度の公平性の確保に大きく貢献した。

秋田市告示第269号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和6年8月23日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権思想普及高揚および人権啓発活動の推進に尽力し市勢の発展に貢献した。

長谷部 正 直

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあつて交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

佐 藤 由 美

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

伊 藤 義 宣

鈴 木 直 春

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

木 村 隆

堀 井 勇

佐々木 みつ子

山 田 新 作

佐々木 宏 行

辻 篤 志

佐々木 邦 夫

四 戸 昭 治

小 野 秀 徳

澤田石 隆 夫  
森 敬 治  
鈴木直 人  
田畑正 英  
高山秀 雄  
矢守弘 治  
越後谷 誠  
越後屋和 喜  
石川政 一  
鈴木陽 俊  
長谷部 一  
森合和 美  
藤原金三郎  
加藤精 務  
渡邊定 治  
高橋充 郎  
大友昭 男  
水澤慶 一  
堀 正 克  
中野 宏  
佐藤 齊  
藤原明 則  
佐藤 誠  
小野寺昭 嗣  
浅野 進  
藤原善 和

長年にわたりボランティア活動に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

秋田県点字図書館 音訳グループ わかば

手話サークルたんぽぽ

日本語教室ニジアス

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

戸井田	多賀子
細井	京子
吉岡	康子
佐藤	昌子
鈴木	武子
高橋	伸
佐渡谷	進
齋藤	法生
池田	秀雄
中川	光雄
鈴木	正道
田森	洋道
赤坂	和子
山王丸	愛子
川邊	正式
小澤	文廣
石井	セイ子
工藤	加代子
北川	恵子
相澤	裕子
小林	博
武田	信行
桑原	千代子
宇佐美	權藏
大野	千恵子
菊地	一正
斎藤	輝雄
明石	信二

松 浏 勇  
一 関 康 子  
兼 松 裕 子  
荻 原 眞佐子  
今 川 清 宣

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献されるとともに不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

金 子 一 典

長年にわたり環境審議会委員として環境施策への提言・助言を行うなど本市環境行政の推進に貢献した。

菅 原 勝 康

長年にわたり社会教育委員として職務に精励し本市社会教育の振興と発展に貢献した。

吉 川 ひかる

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

佐々木 淳

鈴 木 寿

阿 部 幸 子

伊 藤 裕 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

舟 木 敦 子

佐 藤 榮

佐々木 とも子

利 部 詳 子

加 藤 久 子

佐々木 久 子

佐々木 友 子

佐藤 一 美

阿部 カヨ子

長年にわたり建築審査会委員として本市建築行政の発展に貢献した。

日野 智

長年にわたり都市計画審議会委員として本市都市計画行政の発展に貢献した。

濱岡 秀勝

秋田市告示第270号

令和6年9月2日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和6年8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年8月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
22	黒子ケアラボ	秋田市御野場三丁目1番10号	ライフデザインラボ株式会社 代表取締役 榎 真寿美	令和6年 9月1日



秋田市告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年8月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
278	クオール薬局 秋田牛島西店	秋田市牛島西一丁目 7番9号	クオール薬局株式会社 代表取締役 柄 澤 忍	令和6年 9月1日

秋田市告示第273号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

なお、関係図面は秋田市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和6年8月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する区域の所在地  
秋田市茨島三丁目14番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の  
基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

秋田市教委告示第12号

令和6年8月22日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年8月21日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市農委告示第13号

令和6年8月20日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年8月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第5号計画）に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会委員の選任に関する件

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年8月7日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 イオンモール株式会社

代表取締役 大 野 恵 司

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

#### (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオンモール秋田

所在地 秋田市御所野地藏田一丁目1番1号

#### (3) 変更した事項

##### ア 建物設置者の代表者氏名

(ア) 変更前 イオンモール株式会社

代表取締役 岩 村 康 次

(イ) 変更後 イオンモール株式会社

代表取締役 大 野 恵 司

##### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住

所ならびに法人にあつては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア (3)アに関する事 令和6年5月23日

イ (3)イに関する事 令和6年7月20日

(5) 変更理由

ア (3)アに関する事 役員改選のため

イ (3)イに関する事 テナント入替えのため

2 届出年月日

令和6年7月29日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年8月7日から同年12月7日まで。ただし、土曜日、日曜日  
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月26日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年8月26日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月26日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。



## 秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年8月30日

秋田市長 穂積 志

### 1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）による。

区分番号	物 品 名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物件1	除雪グレーダ 4.0m級 1台	200,000	20,000

※ 予定価格とは、あらかじめ秋田市が定めた最低売却価格をいう。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当する場合は、一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当すると認められる者。また、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当すると認められる者
- (3) 秋田市建設部道路維持課が定める「秋田市建設部道路維持課公有財

産売却ガイドライン」およびK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

(5) 日本語を完全に理解できない者

(6) 日本国内に住所および連絡先がいずれもない者

(7) 18歳未満の者

### 3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

#### (1) 参加仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、売却システムの売却物件詳細画面から、住民登録などされている住所および氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称および代表者氏名）を参加者情報として登録し、参加仮申込みを行うこと。仮申込期間は、令和6年8月30日（金）午後1時から同年9月18日（水）午後2時までとする。

#### (2) 参加本申込み

仮申込みを行った上で、秋田市ホームページから「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼誓約書」を印刷し、必要事項を記入し押印後、秋田市建設部道路維持課に提出すること。本申込み期間は、令和6年8月30日（金）午後1時から同年9月18日（水）午後2時までとする。

### 4 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、秋田市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金はクレジットカードによる納付とし、手続は売却システム上で行うものとする。

(3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金へ全額充当する。

(4) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

(5) 落札者以外が納付した入札保証金は、入札終了後に全額返還する。

## 5 現地見学会

売却物品の見学を希望する者は、見学希望日の2日前までに秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当に連絡すること。

### (1) 開催日時

令和6年9月9日（月）から同月13日（金）の午前10時から午前11時まで

### (2) 開催場所

秋田市寺内字蛭根85番地9（道路維持課整備棟敷地内）

## 6 入札に関する事項

### (1) 入札者の条件

入札保証金の納付が完了した会員識別番号（ログインID）でのみ入札が可能である。

### (2) 入札形式

入札形式は「せり売形式」とする。入札者は売却システム上で入札価格（消費税および地方消費税を含む。）を入力するものとし、入札期間中であれば何回でも入力が可能である。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を入力することはできない。また、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消しや変更はできない。

### (3) 入札期間

令和6年10月1日（火）午後1時から同月3日（木）午後11時まで

## 7 落札者の決定方法

入札期間終了後、入札額が予定価格以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。また、2人以上が同額の入札額を入力した場合、先に入力した者を落札者として決定する。

## 8 契約に関する事項

(1) 秋田市と落札者は、令和6年10月15日（火）午後5時までに契約を締結するものとする。

(2) 秋田市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案

内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には秋田市から契約書を送付するので、次の書類を添付して秋田市が指定する契約締結期限までに提出すること。

ア 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）の原本（発行から3か月以内のもの）

イ 必要事項を記入した「保管依頼書」

ウ 秋田市が契約書を送付する際に別途指示する必要書類

(3) 落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合は、売却の決定が取り消され、財産の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は返還しない。

(4) 契約締結後に発生した破損など秋田市の責に帰すことのできない損害の負担は落札者が負い、損害賠償や売払代金の減額を請求することはできない。

## 9 売払代金の納付

(1) 納付が必要となる売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 落札者は、納付期限までに秋田市が用意する納付書又は秋田市が指定する銀行口座への振込により、売払代金の残額を納付しなければならない。

(3) 納付期限は、令和6年10月22日（火）午後2時30分とする。

## 10 売却物品の引渡し

(1) 引渡しの際は、必要事項を記入した「売買物件受領書」を提出すること。

(2) 引渡しに係る費用は、落札者が負担すること。

(3) 売却物品は、現況有姿により引渡すものとする。

(4) 一度引渡された物品は、いかなる理由であっても返品や交換はできない。

## 11 権利移転について

(1) 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検

査登録事務所に当該自動車を持ち込んでの手続が必要である。

- (2) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とすること。
- (3) 自動車に「秋田市」の他関連する仕様の表記がある場合は、その表記を削除し、削除したことが分かる写真を秋田市に送付すること。
- (4) 登録完了後は所有権が移転したことが分かる書類（車検証、登記識別情報通知書等）の写しを秋田市に提出すること。
- (5) 権利移転に伴う費用は落札者の負担とする。
- (6) 自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告し、および納税すること。

## 12 書類の提出先および連絡先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当

電話番号 018-888-5751（直通）